



平成 24 年 10 月 22 日
内閣府（防災担当）

平成 24 年台風第 17 号災害に係る 被災者生活再建支援法の適用について（沖縄県）

1. 平成 24 年台風第 17 号災害について、沖縄県から住宅に被害が生じ被災者生活再建支援法に定める自然災害に該当するものと認め、同法を適用する旨の報告があった。
2. 今後、以下の区域において、住宅が全壊した世帯、大規模半壊した世帯等については、その申請により被災者生活再建支援制度が適用され、住宅の被害程度に応じた基礎支援金及び住宅の再建方法に応じた加算支援金が財団法人都道府県会館から支給される。

該当区域	支援法 適用日	適用基準 (支援法施行令)	住宅被害(世帯)		
			全壊	半壊	床上浸水
南城市（なんじょうし）	9月29日	第1条第6号	2	1	
金武町（きんちょう）	9月29日	第1条第6号	2	3	
伊江村（いえそん）	9月29日	第1条第6号	3	2	

注 1 上記の数値は平成 24 年 10 月 22 日（月）13 時現在の県からの報告による。同数値は、今後の調査によって変動することがある。

<参考>

1. 支援金支給の仕組み（法第 18 条）

被災者生活再建支援金は、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して支給するが、その 1 / 2 について国が補助することとされている。

2. 対象となる自然災害（施行令第 1 条）

今回の適用は、被災者生活再建支援法施行令第 1 条第 6 号（同条第 3 号又は第 4 号に規定する都道府県が 2 以上ある場合（1）における市町村（人口 10 万未満のものに限る）で、その自然災害により 5 以上（人口 5 万未満の市町村は 2 以上）の世帯の住宅が全壊する被害が発生したもの）に該当することによる。

1 平成 24 年台風第 17 号災害では、鹿児島県及び沖縄県において全壊 10 世帯以上により支援法が適用。

2 沖縄県においても同時発表。

本件問い合わせ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（被災者行政担当）付

新澤, 藤澤

TEL 03-5253-2111（内線 51602）

03-3501-5191（直通）